

平成26年4月から

登録免許税非課税証明に 手数料がかかります

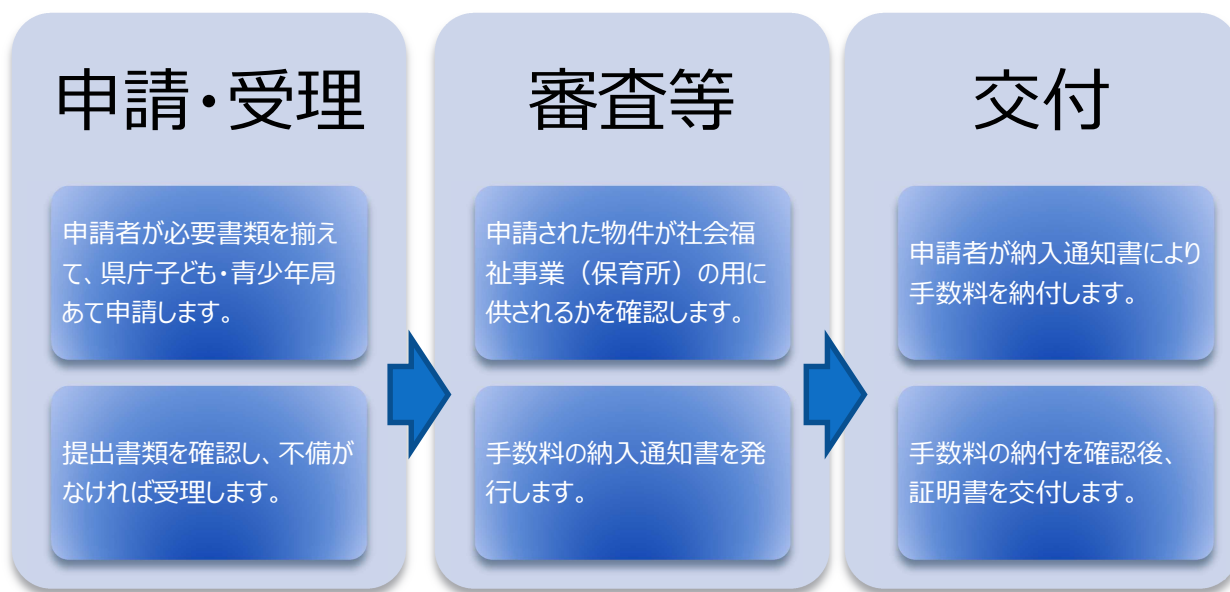
概要

滋賀県使用料および手数料条例の改正にともない、平成26年4月1日以降に申請される登録免許税非課税証明願について、証明書の交付手数料をいただくことになりました。

手数料

1件あたり500円

証明書交付までの流れ



注意事項

証明願を受理後、審査、納入通知書発行、入金確認等に時日を要しますので、余裕をもってお手続きください。 やむを得ない事情によりお急ぎの場合は、事前に下記問合せ先までご相談ください。

証明願の様式および添付書類一覧は県ホームページ【申請書ダウンロード>健康医療福祉部申請書一覧>子ども・青少年局>社会福祉法人等の申請・届出様式】からダウンロードできます。

【問い合わせ先】 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 子育て・青少年育成チーム
TEL : 077-528-3553, FAX : 077-528-4854, E-Mail : em00@pref.shiga.lg.jp